

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- **条 例**
- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例及び令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- ふくしま海洋科学館条例の一部を改正する条例
- 福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- ふくしま医療機器開発支援センター条例の一部を改正する条例
- 福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県管理受託土地改良財産他目的使用料条例
- 福島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例
- 福島県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 福島空港条例の一部を改正する条例
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県営住宅等条例の一部を改正する条例
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県自然の家条例の一部を改正する条例
- 福島県立高等学校条例の一部を改正する条例
- 福島県立中学校条例の一部を改正する条例

九 九 九 八 八 八 八 八 八 七 六 六 六 六 五 四 四 三 一

- 福島県グローバル人材育成基金条例
- 福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例
- 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例
- 福島県警備業法関係手数料条例等の一部を改正する条例

条 例

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例及び令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、ふくしま海洋科学館条例の一部を改正する条例、福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例、ふくしま医療機器開発支援センター条例の一部を改正する条例、福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例、福島県管理受託土地改良財産他目的使用料条例、福島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例、福島県漁港管理条例の一部を改正する条例、福島空港条例の一部を改正する条例、風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、福島県自然の家条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例、福島県立中学校条例の一部を改正する条例、福島県グローバル人材育成基金条例、福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例及び福島県警備業法関係手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第四号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例及び令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部を改正する条例

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例の一部改正）

第一条 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例（平成二十三年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項中「二の項」を「十二の項」に改め、同表十二の項中「三の項」

を「十三の項」に改め、同表十五の項中「四の項」を「五の項」に改め、同表第二十三の項を次のように改める。

二十三 削除

別表第一の三十八の項中「三の項」を「七の項」に改め、同表三十九の項中「五の項」を「九の項」に改め、同表四十の項中「八の項」を「十二の項」に改め、同表四十一の項中「九の項」を「十三の項」に改め、同表四十二の項中「十一の項」を「十五の項」に改め、同表四十三の項中「十二の項」を「十六の項」に改め、同表四十四の項中「十五の項」を「十九の項」に改め、同表四十五の項中「十六の項」を「二十の項」に改め、同表四十六の項中「二十四の項」を「二十八の項」に改め、同表四十七の項中「二十五の項」を「三十の項」に改め、同表四十八の項中「二十六の項」を「三十二の項」に改め、同表四十九の項中「二十七の項」を「三十四の項」に改め、同表五十の項中「三十五の項」を「四十五の項」に改め、同表五十一の項中「四十三の項」を「五十七の項」に改め、同表五十二の項中「五十一の項」を「六十五の項」に改め、同表五十三の項中「五十二の項」を「六十六の項」に改め、同表五十四の項中「五十四の項」を「六十八の項」に改め、同表五十五の項中「福島県大麻取締法施行条例」を「福島県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に、「申請者」を「届出者」に、「変更申請手数料」を「変更手数料」に改め、同表五十六の項「福島県大麻取締法施行条例」を「福島県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同表六十八の項、六十九の項及び七十の項中「使用者」を「所有者」に改め、同表八十四の項中「十七の項」を「十九の項」に改め、同表九十四の項及び九十五の項を次のように改める。

九十四 削除

九十五 削除

別表第一の百十の項から百十三の項までを次のように改める。

百十 削除

百十一 削除

百十二 削除

百十三 削除

（令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部改正）

第二条 令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例（令和元年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表十の項を次のように改める。

十 削除

別表十四の項中「三の項」を「十三の項」に改め、同表十五の項中「六の項」を「八の項」に改め、同表十六の項中「七の項」を「九の項」に改め、同表十七の項中「八の項」を「十の項」に改め、同表十八の項中「九の項」を「十一の項」に改め、同表二十六の項を次のように改める。

二十六 削除

別表三十七の項中「別表第四」を「別表第二」に改め、同表三十八の項中「別表第四」を「別表第二」に、「喫茶店」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する」に改め、同表三十九の項中「別表第四の三の項」を「別表第二の十一の項」に改め、同表四十の項を次のように改める。

四十 削除

別表四十一の項中「別表第四の五の項」を「別表第二の十二の項」に改め、同表四十二の項中「別表第四の六の項」を「別表第二の七の項」に改め、同表四十三の項中「別表第四の七の項」を「別表第二の八の項」に改め、同表四十四の項中「別表第四の八の項」を「別表第二の十三の項」に改め、同表四十五の項中「別表第四の九の項」を「別表第二の六の項」に改め、同表四十六の項を次のように改める。

四十六 削除

別表四十七の項中「別表第四の十一の項」を「別表第二の九の項」に改め、同表四十八の項中「別表第四の十二の項」を「別表第二の三の項」に改め、同表四十九の項中「別表第四の十三の項」を「別表第二の十五の項」に改め、同表五十の項中「別表第四の十四の項」を「別表第二の四の項」に改め、同表五十一の項中「別表第四の十五の項」を「別表第二の五の項」に改め、同表五十二の項中「別表第四」を「別表第二」に、「魚肉練り」を「水産」に改め、同表五十三の項中「別表第四の十七の項」を「別表第二の二十七の項」に、「食品の冷凍又は冷蔵」を「冷凍食品製造」に改め、同表五十四の項中「別表第四の十八の項」を「別表第二の十の項」に改め、同表五十五の項中「別表第四の十九の項」を「別表第二の十四の項」に改め、同表五十六の項

を次のように改める。

五十六 削除

別表五十七の項中「別表第四の二十一の項」を「別表第二の十七の項」に改め、同表五十八の項を次のように改める。

五十八 削除

別表五十九の項中「別表第四の二十三の項」を「別表第二の十九の項」に改め、同表六十の項を次のように改める。

六十 削除

別表六十一の項中「別表第四の二十五の項」を「別表第二の二十の項」に改め、「みそ」の下に「又はしょうゆ」を加え、同表六十二の項及び六十三の項を次のように改める。

六十二 削除

六十三 削除

別表六十四の項中「別表第四の二十八の項」を「別表第二の二十一の項」に改め、同表六十五の項中「別表第四の二十九の項」を「別表第二の二十二の項」に改め、同表六十六の項中「別表第四の三十の項」を「別表第二の二十三の項」に改め、同表六十七の項中「別表第四の三十一の項」を「別表第二の二十四の項」に、「めん類」を「麵類」に改め、同表六十八の項中「別表第四の三十二の項」を「別表第二の二十五の項」に改め、同表六十九の項中「別表第四の三十三の項」を「別表第二の三十の項」に、「缶詰又は瓶詰」を「密封包装」に改め、同表七十の項中「別表第四の三十四の項」を「別表第二の三十二の項」に改め、同表九十一の項中「三の項」を「七の項」に改め、同表九十二の項中「五の項」を「九の項」に改め、同表九十三の項中「八の項」を「十二の項」に改め、同表九十四の項中「九の項」を「十三の項」に改め、同表九十五の項中「十一の項」を「十五の項」に改め、同表九十六の項中「十二の項」を「十六の項」に改め、同表九十七の項中「十五の項」を「十九の項」に改め、同表九十八の項中「十六の項」を「二十の項」に改め、同表九十九の項中「二十四の項」を「二十八の項」に改め、同表百の項中「二十五の項」を「三十の項」に改め、同表百一の項中「二十六の項」を「三十二の項」に改め、同表百二の項中「二十七の項」を「三十四の項」に改め、同表百三の項中「三十五の項」を「四十五の項」に改め、同表百四の項中「四十三の項」を「五十七の項」に改め、同表百五の項中「五十一の項」

項」を「六十五の項」に改め、同表百六の項中「五十二の項」を「六十六の項」に改め、同表百七の項中「五十四の項」を「六十八の項」に改め、同表百八の項中「福島県大麻取締法施行条例」を「福島県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に、「申請者」を「届出者」に、「変更申請手数料」を「変更手数料」に改め、同表百九の項中「福島県大麻取締法施行条例」を「福島県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例」に、「大麻草採取栽培者」に改め、同表百二十三の項中「四の項」を「五の項」に改め、同表百二十六の項、百二十七の項及び百三十二の項中「四の項」を「五の項」に改め、同表百四十一の項中「十七の項」を「十九の項」に改め、同表百四十二の項中「十の項」を「八の項」に改め、同表百五十四の項及び百五十五の項を次のように改める。

百五十四 削除

百五十五 削除

別表百六十九の項から百七十二の項までを次のように改める。

百六十九 削除

百七十 削除

百七十一 削除

百七十二 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条（別表第一の九十四の項、九十五の項及び百十の項から百十三の項までの改正規定に限る。）の規定及び第二条（別表百五十四の項、百五十五の項及び百六十九の項から百七十二の項までの改正規定に限る。）の規定 令和六年四月一日
- 二 第一条（別表第一の五十五の項及び五十六の項の改正規定に限る。）の規定及び第二条（別表百八の項及び百九の項の改正規定に限る。）の規定 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日

（総務課）

福島県条例第五号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律施行条例の一部を改正する条例

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十六年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事又は教育委員会は、別表第二の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則

（デジタル変革課）

附 則

（デジタル変革課）

福島県条例第六号

ふくしま海洋科学館条例の一部を改正する条例

ふくしま海洋科学館条例（平成十一年福島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ため」の下に「、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館として」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（所管）

第三条の二 知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定により、海洋科学館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（生涯学習課）

福島県条例第七号

福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県消防法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「十の項及び十六の項」を「八の項及び十四の項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条、第四条関係）

納付しなければならない者	金 額
一 法第十一条第一項前段の規定に基づく移送取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。以下「政令」という。）第三条第三号に規定する移送取扱所をいう。以下同じ。）の設置の許可（以下「設置の許可」という。）を受けようとする者	ア 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものをいう。以下同じ。）が十五キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上のものであつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上七千円未満のもの）につき二万七千円 イ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 一件につき八万七千円 ウ 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所 一件につき、八万七千円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル又は十五キロメートルに満たない端数を増すごとに二万二千円を加えた額
二 法第十一条第一項後段の規定に基づく移送取扱所に係る変更の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者	一の項の区分に従い、それぞれその手数料の額の二分の一の額
三 法第十一条第五項の規定に基づく移送取扱所に	ア 設置の許可に係る完成検査 一の項の区分に従い、それぞれその手数料の額の二分の一の額

<p>係る完成検査を受けようとする者</p>	<p>四 法第十一条第五項ただし書の規定に基づく移送取扱所の仮使用の承認を受けようとする者</p>	<p>五 法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付を受けようとする者</p>	<p>六 政令第三十四条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換えを受けようとする者</p>	<p>七 政令第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>八 法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験を受けようとする者</p>	<p>九 法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けようとする者</p>	<p>十 法第十四条の三第一項の規定に基づく移送取扱所の保安に関する検査を受けようとする者</p>
<p>イ 変更の許可に係る完成検査 一の項の区分に従い、それぞれその手数料の額の四分の一の額</p>	<p>一件につき五千四百円</p>	<p>一件につき二千九百円</p>	<p>ア 政令第三十三条第五号に掲げる事項に係る書換え以外の書換え 一件につき七百円 イ 政令第三十三号第五号に掲げる事項に係る書換え 一件につき千六百円</p>	<p>一件につき千九百円</p>	<p>ア 甲種危険物取扱者試験 一件につき七千二百円 イ 乙種危険物取扱者試験 一件につき五千三百円 ウ 丙種危険物取扱者試験 一件につき四千二百円</p>	<p>一件につき五千三百円</p>	<p>ア 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 一件につき七万円 イ 危険物を移送するための配管の延長が十五キロ</p>

福島県条例第八号

附 則
この条例は、令和六年五月一日から施行する。

(消防保安課)

<p>メートルを超える移送取扱所 一件につき、七万円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル又は十五キロメートルに満たない端数を増すごとに一万七千円を加えた額</p>	<p>十一 法第十七条の七第一項の規定に基づく消防設備士免状の交付を受けようとする者</p>	<p>十二 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「施行令」という。）第三十六条の五の規定に基づく消防設備士免状の書換えを受けようとする者</p>	<p>十三 施行令第三十六条の六第一項の規定に基づく消防設備士免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>十四 法第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験を受けようとする者</p>	<p>十五 法第十七条の十の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けようとする者</p>
<p>一件につき二千九百円</p>	<p>ア 施行令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係る書換え以外の書換え 一件につき七百円 イ 施行令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係る書換え 一件につき千六百円</p>	<p>一件につき千九百円</p>	<p>一件につき千九百円</p>	<p>ア 甲種消防設備士試験 一件につき六千六百円 イ 乙種消防設備士試験 一件につき四千四百円</p>	<p>一件につき七千円</p>

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中
百立方メートル未満の設備
（10）処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備
一件につき七千四百円

（10）処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備
一件につき七千四百円
（11）（1）から（10）までにかかわらず、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた設備
一件につき六千円

に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（消防保安課）

福島県条例第九号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和五十年福島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表六価クロム化合物の項中「0.05（mg/l）」を「0.02（mg/l）」に改める。

別表第二の二の表六価クロム化合物の項中「水質令別表第一に掲げる施設」を「電気めつき業に係る施設（水質令別表第一の第66号に掲げるもの）」に改める。

附則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。

（水・大気環境課）

福島県条例第十号

ふくしま医療機器開発支援センター条例の一部を改正する条例

ふくしま医療機器開発支援センター条例（平成二十七年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1の表に次のように加える。

P2検査室	
午前	三三、九〇〇円
午後	三三、九〇〇円
夜間	三九、五〇〇円
超過時間 （一時間につき）	一〇、七〇〇円

別表の二の表に次のように加える。

P2検査室附属設備 （規則で定めるもの。）	間につき	める額
午前、午後又は夜間		一〇、〇〇〇円の範囲内で規則で定める額

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後のふくしま医療機器開発支援センター条例別表の一の1の表及び別表の二の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る利用料金について適用し、同日前の期間に係る利用料金については、なお従前の例による。

（次世代産業課医療関連産業集積推進室）

福島県条例第十一号

福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

福島県家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年福島県条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表一の項中「四千五百円」を「七千四百円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（畜産課）

福島県条例第十二号

福島県管理受託土地改良財産他目的使用料条例

（目的）

第一条 地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）第二十三条第一項の規定により、管理受託土地改良財産を使用する者から、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。

（定義）

第二条 この条例において「管理受託土地改良財産」とは、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条の六第一項の規定により知事が管理する土地改良財産をいう。

2 この条例において「他目的使用者」とは、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第百九十五号）第五十九条第一項の承認を受けて管理受託土地改良財産を使用する者をいう。

（使用料の額等）

第三条 使用料を徴収する管理受託土地改良財産、使用の目的及び使用料の額は、次の表のとおりとする。

管理受託土地改良財産	使用の目的	使用料の額
大柿ダム	水力発電	一 年間使用料 一年につき三〇、〇〇〇、〇〇〇円 二 超過発電電力料 次の式により算出した額 （年間売電電力量－計画発電電力量）× 27円×0.4

備考

一 年間使用料及び超過発電電力料は一年を単位として算定する。

二 年間使用料の算定に当たって一年未満の端数があるときは、月割で計算するものとする。この場合において、一月未満の端数があるときは一月とみなす。

三 年間売電電力量とは、知事が別に定める方法により計測した一年間における発電量をいい、単位はキロワットアワーとする。

四 計画発電電力量とは、第六条第二項の規定による承認を受けた計画電力量をいい、単位はキロワットアワーとする。

五 超過発電電力料は、計算の結果ゼロ円以下となる場合は徴収しない。

（使用料の減免）

第四条 知事は、他目的使用者が天災その他の当該他目的使用者の責めに帰することができない事由により管理受託土地改良財産を使用できなくなった場合において、前条の使用料を徴収することが適当でないと認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不返還の原則）

第五条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、前条に該当する場合において、

既に納付された使用料の額が前条の規定による減免後の使用料の額を超えるときは、この限りでない。

（報告等）

第六条 他目的使用者は、次の表の上欄に掲げる管理受託土地改良財産を同表の中欄に掲げる目的に使用するとき、同表の下欄に掲げる事項を、毎年知事が別に定める日までに知事に報告しなければならない。

管理受託土地改良財産	使用の目的	報告事項
大柿ダム	水力発電	一 計画電力量 二 年間売電電力量

2 前項の表大柿ダムの項第一号の計画電力量は、知事の承認を受けなければならない。（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（農地管理課）

福島県条例第十三号

福島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十八条第三項、第四十五号第一項及び第五十四号第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（雨水貯留浸透施設の標識の設置）

第二条 雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示したものとす。

一 雨水貯留浸透施設の名称

二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号

三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあつては、規模）及び構造の概要

四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨

五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先

六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

（保全調整池の標識の設置）

第三条 保全調整池の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
 - 二 保全調整池の容量及び構造の概要
 - 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
 - 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
 - 五 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第四条 貯留機能保全区域の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
 - 二 貯留機能保全区域の位置
 - 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
 - 四 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(土木企画課)

福島県条例第十四号

福島県漁港管理条例の一部を改正する条例

福島県漁港管理条例(昭和三十三年福島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(港湾課)

福島県条例第十五号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例(平成四年福島県条例第一百一号)の一部を次のように改正する。
附則第二項、第四項、第六項から第十項まで及び第十二項から第十四項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第二の二の項中「三十八円」を「五十一円」に改める。

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の福島空港条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に

係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(港湾課空港施設室)

福島県条例第十六号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第十二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県条例第十七号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福島県営森合団地の項及び福島県営南白土団地の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第十八号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第四十条の六中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附則第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第三項を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第十九号

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

五 夜間学級担当手当
第八条中第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 夜間学級担当手当は、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員が、本務として夜間に授業を行う学級に関する業務に従事したときに支給し、当該手当の額は、業務に従事した日一日について千百円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職 員 課)

福島県条例第二十号

福島県自然の家条例の一部を改正する条例

福島県自然の家条例(昭和五十年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条第一項第二号中「第七条」を「三十九条第一項」に改め、同項第三号中「第七条第一項」を「第二条第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(利用料金の免除)

第九条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(社会教育課)

福島県条例第二十一号

福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校条例(昭和三十九年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表中 「福島県立勿来工業高等学校 いわき市
福島県立好間高等学校 いわき市」 を「福島県立勿来工業高等学校 いわき市」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県条例第二十二号

福島県立中学校条例の一部を改正する条例

福島県立中学校条例(平成十八年福島県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「福島県立会津学鳳中学校 会津若松市」を「福島県立安積中学校 郡山若松市」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県条例第二十三号

福島県グローバル人材育成基金条例

(設置)

第一条 グローバル人材(ふくしまの未来を担う国際的な視野を有する人材をいう。)の育成を目的とした高校生の海外研修等の充実を図るための事業に要する経費に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県グローバル人材育成基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、福島県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第六条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県条例第二十四号

福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

福島県立特別支援学校条例（昭和三十九年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表福島県立だて支援学校の項の次に次のように加える。

福島県立あだち支援学校
二本松市及び本宮市

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（特別支援教育課）

福島県条例第二十五号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例（昭和二十九年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「四九五入」を「四九四人」に、「三、八二五人」を「三、八二四人」に改める。

附則第二項中「令和四年三月三十一日まで」を「令和七年三月三十一日まで」に改め、同項の表中「二、〇一四人」を「二、〇一五人」に、「四九八入」を「四九四人」に、「三、九三九入」を「三、九三六入」に改める。

附則第三項中「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項の表中「二五二入」を「二五一入」に、「二、〇二二人」を「二、〇〇九入」に、「四九六入」を「四九四人」に、「三、九三三人」を「三、九二七入」に改める。

附則第四項を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（警 務 課）

福島県条例第二十六号

福島県警備業法関係手数料条例等の一部を改正する条例

（福島県警備業法関係手数料条例の一部改正）

第一条 福島県警備業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表二の項を削り、同表三の項中「認定証」を「認定」に改め、同項を同表二の項とし、同表中四の項を削り、五の項を三の項とし、六の項から十三の項までを二項ずつ繰り上げる。

（福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部改正）

第二条 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表十の項中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改める。

（福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例の一部改正）

第三条 福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例（平成十四年福島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県自動車運転代行業認定申請手数料条例

第一条中、「同法第五条第五項の規定に基づく認定証の再交付の申請者及び同法第八条第三項の規定に基づく認定証の書換えの申請者」を削る。

第二条を次のように改める。

（手数料の額）

第二条 自動車運転代行業認定申請手数料の額は、一件につき一万二千元とする。

（福島県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の廃止）

第四条 福島県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十九年福島県条例第四十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（警 務 課）